

(趣旨)

第1条 総合図書館規程第8条の規定に基づき、総合図書館（以下「図書館」という。）の利用については、この規程に定めるところによる。

(利用者の資格)

第2条 図書館を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学職員、大学院生及びそれに準ずる者（以下「職員等」という。）。
 - (2) 本学学生及びそれに準ずる者（以下「学生」という。）。
 - (3) その他図書館長（以下「館長」という。）が、利用を許可した者（以下「学外者」という。）。
- 2 前項第3号において、館長が利用を許可した者については、利用許可証を交付する。

(身分証明書等の提示)

第3条 図書館に入館の際は、次の身分証明書等を提示しなければならない。

- (1) 職員等 身分証明書又はそれに代わるもの
- (2) 学生 学生証
- (3) 学外者 利用許可証

(開館日)

第4条 次の各号の日を除き開館するものとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 創立記念日
- (3) 12月28日より翌年1月7日まで
- (4) その他大学の休業日

2 前項の規定にかかわらず、図書館資料（以下「資料」という。）の点検、整備、その他必要に応じ、臨時に休館することがある。

(開館時間)

第5条 開館時間は、次のとおりとする。

平日 9時から16時50分まで

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じ、臨時に開館時間を変更することがある。

(館内閲覧)

第6条 第2条に規定する資格を有する利用者は、館内の開架資料を、館内で自由に閲覧できる。

(館外貸出)

第7条 館内の資料は、所定の手続を行い、館外に貸出することができる。ただし、禁帯出等、特に指定された資料は除く。

- 2 貸出手続は、閉館30分前までに行うものとする。
- 3 貸出期間は、別に定める。
- 4 貸出冊数は、別に定める。
- 5 第3項及び第4項の規定にかかわらず、春・夏・冬期休暇中は、特別貸出をすることがある。特別貸出の期間及び冊数は、その都度定める。
- 6 貸出期間は、第3項の規定にかかわらず、1冊につき1回限り当該資料を貸出期間内に持参の上、所定の手続をしたものについて延期することができる。ただし、他の利用者から貸出希望のあった場合は、これを優先する。
- 7 学外実習期間中は、第3項の規定にかかわらず、事前の申し出により貸出期間を延長することができる。
- 8 館外貸出を受けた資料は、他人に転貸することを禁止する。

(各教室・講座等への特別貸出)

第8条 館長は、各教室・講座等において、教育及び研究に特に必要な資料を他の利用者に支障のない限り、特別貸出を認める。

- 2 前項の貸出期間中の保管責任は、当該各教室・講座等の主任教授等が負うものとする。
- 3 長期貸出についての細則・申込様式等は別に定める。

(返納)

第9条 館外貸出を受けた資料が貸出期間を満了したときは、直ちに返納しなければならない。

2 第2条に規定する資格を有する利用者がその資格を失ったときは、貸出期間中といえども直ちに返納しなければならない。

3 職員等の休職及び学生の休学のときも前項に準ずる。

4 事務遂行のため必要があるときは、貸出期間中にかかわらず、貸出資料の返納を求めることがある。

(館外貸出の停止)

第10条 卒業年次の学生は、卒業前一定期日以降の館外貸出を停止する。

2 前項の期日は、卒業試験の期日により、その都度別に定める。

(弁償の責任)

第11条 資料を汚損又は紛失した場合は、所定の手続により、同一の資料をもって弁償しなければならない。ただし、同一の資料を入手できないときは、相当代金を弁償しなければならない。

(利用の制限)

第12条 館外貸出を受けた資料を期限までに返納しない場合は、超過日数と同数の期間貸出禁止の罰則を課す。

2 前項のほか本規程及び係員の指示に従わない利用者に対し、利用を制限することがある。

(各教室・講座等配置資料の利用)

第13条 各教室・講座等へ配置された資料の利用については、特別の支障がない限り、図書館を通じて閲覧又は貸出を受けることができる。

(学外者の利用)

第14条 学外者の利用については、別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、図書館委員会の議を経て、評議会が決定する。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月17日から施行する。